

(令和6年10月15日発表)

葵区日向地内不適切盛土にかかる戒告書の交付

◆内容	1 要旨 市は、令和5年11月15日、葵区日向地内の不適切盛土に対して、森林法第10条の3の規定に基づき、「原形復旧」又は「静岡市林地開発許可審査基準に適合する復旧工事の実施」を命令（「復旧命令(監督処分)」を発出)しましたが、これまで、行為者は命令に従っていません。※別紙1「これまでの経緯」参照 同様に静岡県砂防指定地管理条例に基づく原状回復を命令していた静岡県と協議が整ったことから、行為者に対して、行政代執行法に基づく事前手続き・命令の履行の督促となる「戒告書」を、本日付で発出しました。 2 戒告書の概要 (1) 戒告を受ける者（行為者） 有限会社^{とみたけんざい}富田建材 取締役 ^{とみたしょういち}富田生一 (2) 戒告の内容 ア 令和6年11月5日までに、日向地区の森林法第10条の2第1項の違反(森林の改変面積が1haを超える開発行為を静岡市長の許可を得ずに行った違反行為)に対し、復旧計画書の提出及び復旧工事に着手すること。 イ 履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、市が履行(代執行)を実施する。 ウ 代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、費用を徴収する。 (3) 戒告日 令和6年10月15日 (4) 根拠条文 行政代執行法第3条第1項 3 今後の予定 行為者が、復旧工事に着手しない場合は、行政代執行法第3条第2項に基づく「代執行令通知」の監督処分を行い、行政代執行法第2条により「行政代執行」を執行します。
-----	---

別紙資料 別紙1 これまでの経緯、別紙2 位置図、別紙3 各法令抜粋

【問合せ】森林政策課 治山係(清水庁舎6階)
担当 森、岩崎、大須賀
電話 054-354-2145

葵区日向地内不適切盛土にかかるこれまでの経緯

静岡市では、令和 3(2021)年 7 月の熱海市伊豆山土砂災害を受け県が実施した「盛土による災害防止のための総点検」により、葵区日向地区の盛土の森林法違反の可能性を認知しました。

市は、測量等の調査を進め、令和 4(2023)年 12 月には、森林開発区域が約 5.2ha に及んでいることを確認しました。1 ha を超える森林開発を行う際には、森林法に基づく市の許可が必要ですが、本件盛土の行為者は、許可を受けていません。

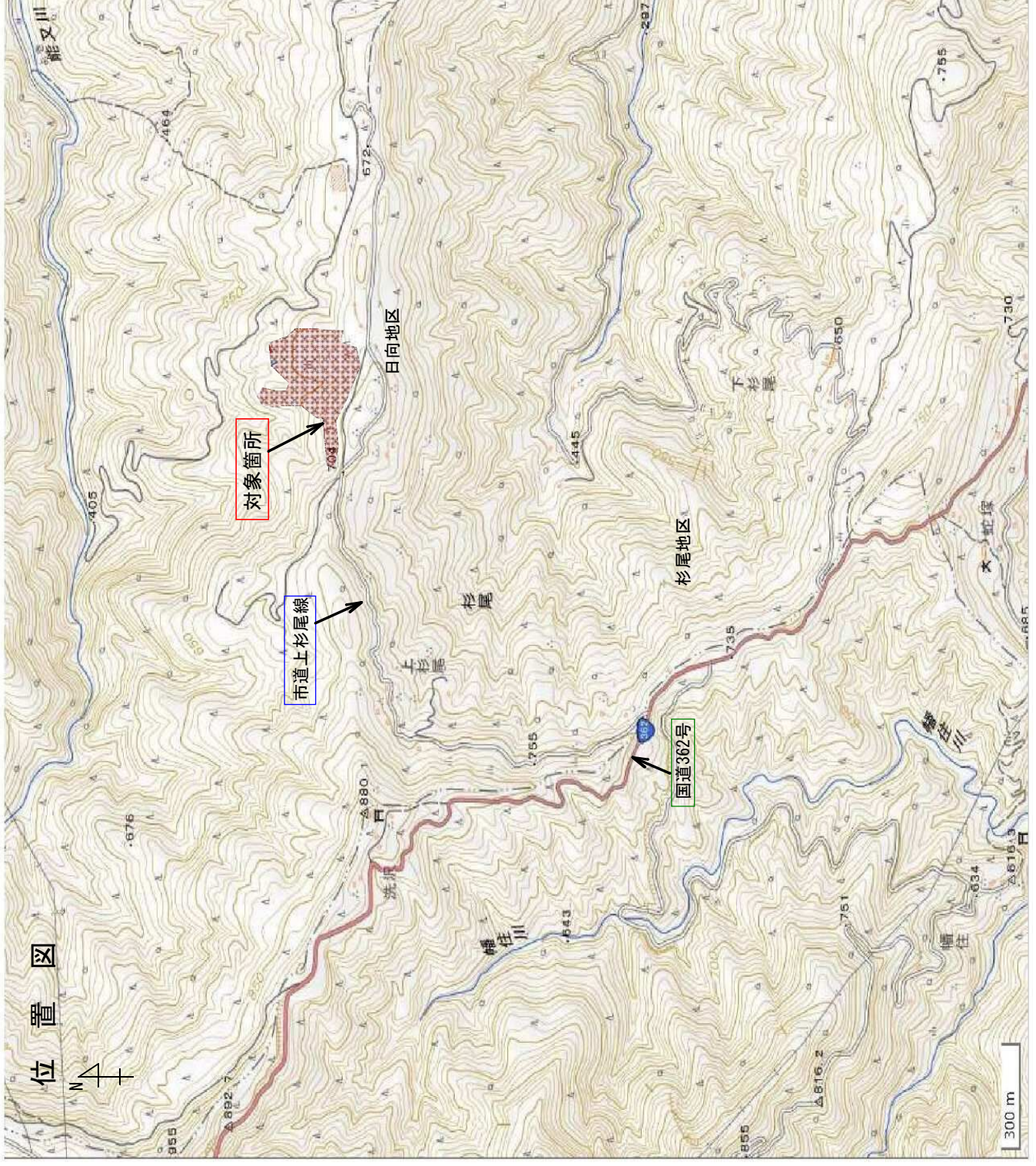
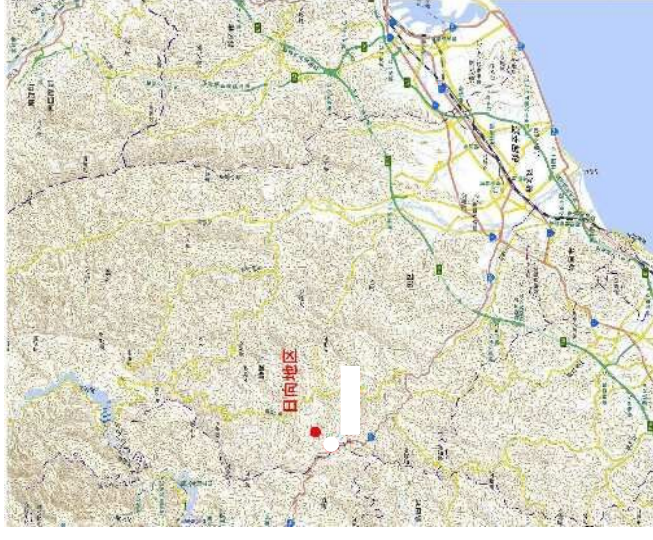
このことから、市から行為者に対し、令和 5(2023)年 1 月 6 日に森林の開発行為の中止と緊急防災工事の実施、恒久復旧計画書の提出を求める行政指導を行いました。

令和 5(2023)年 11 月 15 日、市から行為者に対し、森林法第 10 条の 3 の規定に基づき、「原形復旧する旨の計画書」又は「静岡市林地開発許可審査基準及び一般事項に適合する 復旧計画書」を作成して、市の承認を受けた上で工事に着手するように命ずる「復旧命令」(監督処分)を発出しました。

令和 5 年 11 月 28 日に、行為者から市に対し、復旧計画書が提出されましたが、その計画書は、市が義務付けた「原形復旧する旨の計画書」又は「静岡市林地開発許可審査基準及び一般事項に適合した事項」の記載がないものでした。

このため、同年 12 月 12 日に、市から行為者に対し、不承認通知書を発出しました。

同様に静岡県砂防指定地管理条例に基づく原状復帰を命令していた静岡県と協議が整ったことから、令和 6(2024)年 10 月 15 日、市から行為者に対し、行政代執行法第 3 条第 1 項に基づく「戒告」を発出します。



昭和二十六年法律第二百四十九号

森林法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 森林計画等（第四条—第十条の四）
 - 第二章の二 営林の助長及び監督等
 - 第一節 市町村等による森林の整備の推進（第十条の五—第十条の十二）
 - 第二節 共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化（第十条の十二の二—第十条の十二の八）
 - 第三節 森林整備協定の締結の促進（第十条の十三・第十条の十四）
 - 第四節 公益的機能維持増進協定（第十条の十五—第十条の十九）
 - 第五節 森林経営計画（第十一条—第二十条）
 - 第六節 補則（第二十一条—第二十四条）
- 第三章 保安施設
 - 第一節 保安林（第二十五条—第四十条）
 - 第二節 保安施設地区（第四十一条—第四十八条）
- 第四章 土地の使用（第四十九条—第六十七条）
- 第五章 都道府県森林審議会（第六十八条—第七十三条）
- 第六章 削除
- 第七章 雑則（第百八十七条—第百九十六条の二）
- 第八章 罰則（第百九十七条—第二百十三条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

- 2 農林水産大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国有林の地域別の森林計画）

第七条の二 森林管理局長は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るもの（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる国有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならない。

- 2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 第五条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第十号から第十二号までに掲げる事項
 - 二 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - 三 森林施業の合理化に関する事項
 - 四 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項
 - 五 その他必要な事項
- 3 第四条第三項及び第五条第五項の規定は、第一項の森林計画について準用する。
- 4 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により森林管理局長が森林計画をたてる場合に準用する。
- 5 森林管理局長は、前項において準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該森林計画の案について、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 森林管理局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、第四項において準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

（地域森林計画等の遵守）

第八条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

- 2 森林管理局長は、前条第一項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

第九条及び第十条 削除

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根

の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第十条の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

第二章の二 営林の助長及び監督等

昭和二十三年法律第四十三号

行政代執行法

第一条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

② 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

③ 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

附 則

① この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。

② 行政執行法は、これを廃止する。

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分及び事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年度分の地方税から適用する。

附 則 （昭和三四年四月二〇日法律第一四八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。